

池田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度の人件費率
平成29年度	人 10,034	千円 5,242,333	千円 79,296	千円 662,508	% 12.6	% 13.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

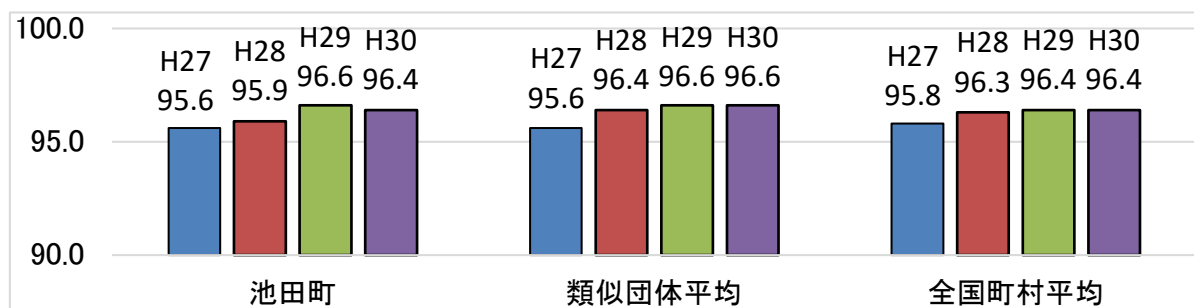
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成29年度	人 93	千円 257,174	千円 32,875	千円 107,918	千円 397,967	千円 4,279	千円 5,539

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

(注)人事委員会を設置していないため、この欄は記載していません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

若年層については、据置き。高齢層については最大4%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

国の対象地域でなく、引き続き支給なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
池田町	40.5 歳	298,651 円	320,408 円	316,522 円
長野県	45.3 歳	337,543 円	399,919 円	373,323 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.1 歳	302,654 円	347,711 円	328,717 円

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区分		池田町	長野県	国
一般行政職	大学卒	168,600 円	189,200 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	154,200 円	147,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	239,650 円	306,775 円	355,650 円
	高校卒	220,000 円	277,900 円	- 円

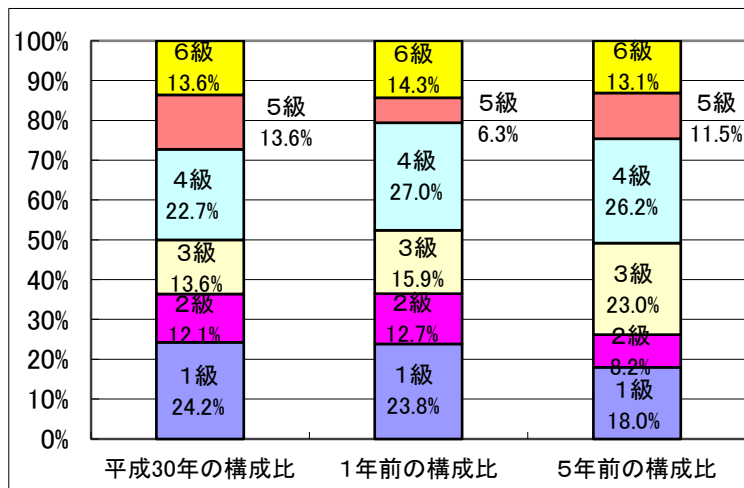
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1 級	主事補、主事	16	24.2
2 級	主任	8	12.1
3 級	主査	9	13.6
4 級	係長、統括主査	15	22.7
5 級	課長補佐	9	13.6
6 級	参事、課長	9	13.6

(注)1 池田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況(池田町)

平成30年4月2日から平成31年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

池田町	長野県	国
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,160 千円	1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,733 千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%、管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%、管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況(池田町)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率		○		
標準の成績率のみ(一律)				○
ロ. 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

池田町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.670 月分	24.587 月分	勤続20年	19.670 月分	24.587 月分
勤続25年	28.040 月分	33.271 月分	勤続25年	28.040 月分	33.271 月分
勤続35年	39.758 月分	47.709 月分	勤続35年	39.758 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
			定年前早期退職特例措置	2~20%加算	
1人当たり平均支給額		310 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当

支給実績(平成29年度決算)				35 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)				7,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)				5.4 %
手当の種類(手当数)				4種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
伝染病防疫手当	従事者	感染のある物件の処理作業	日額600円	
塩素取扱い手当	従事者	塩素消毒の業務	月額1,200円	
自動車運転手当	従事者	1日100km以上の運転	日額800円	
犬猫死骸処理及び捕獲手当	従事者	犬猫等の死体処理業務	1件500円	

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	18,969 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	204 千円

(5) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円/人 ・特定扶養 5,000円/人	同		3,710 千円	115,938 円
住居手当	家賃額に応じて支給 上限27,000円/月	同		1,830 千円	183,000 円
通勤手当	2km以上の通勤者を対象 距離区分に応じて支給	同		1,491 千円	25,271 円
管理職手当	管理職の職員に支給	異		3,081 千円	308,100 円
寒冷地手当	11月～3月に月額支給 7,360円～17,800円/月	同		3,343 千円	41,000 円
その他手当	宿日直手当 管理職員特別勤務手当			176 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況

区分		給料		月額		額		等	
給料	町長	687,500 円	() 円	(参考)類似団体における最高/最低額					
	副町長	578,300 円	() 円	855,000 円/	550,000 円	680,000 円/	476,000 円		
報酬	議長	284,100 円	() 円	408,000 円/	218,000 円				
	副議長	209,400 円	() 円	340,000 円/	174,000 円				
	議員	189,400 円	() 円	320,000 円/	155,000 円				
期末手当	町長	(平成30年度支給割合)							
	副町長	3.30 月分							
退職手当	議長	(平成30年度支給割合)							
	副議長	3.30 月分							
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)					
	副町長	給料月額×在職月数×0.425	14,025 千円	任期ごと					
		給料月額×在職月数×0.254	7,051 千円	任期ごと					

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

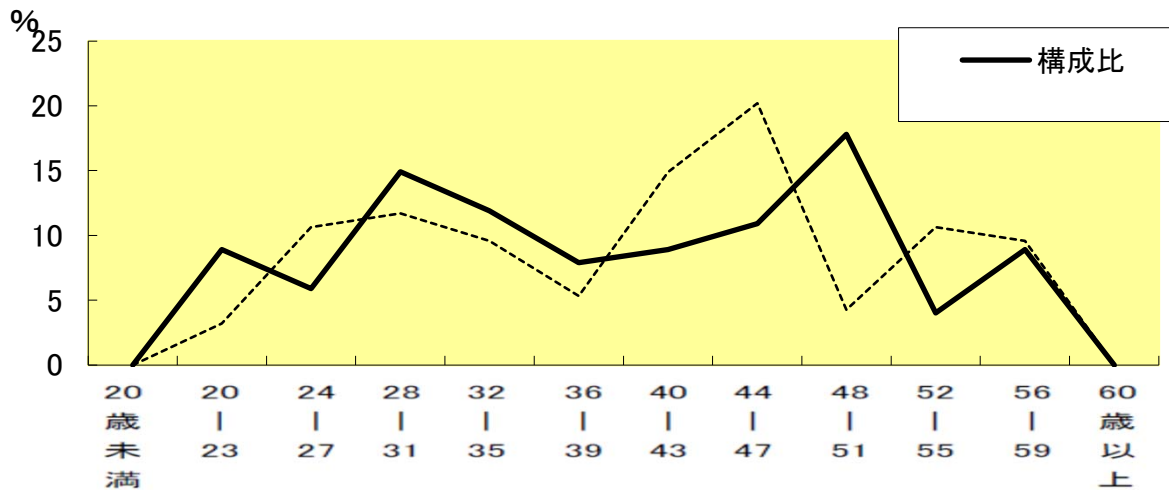
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成29年		
普通会計部門	議会	1	2	△ 1	
	総務	19	19	0	
	税務	6	6	0	
	民生	33	32	1	
	衛生	11	10	1	
	労働			0	
	農林水産	8	8	0	
	商工	4	3	1	
	土木	4	5	△ 1	
	計	86	85	1	人口1万人当たり職員数 85.71 人
	教育部門	9	8	1	
	消防部門				
	小 計	95	93	2	人口1万人当たり職員数 94.68 人
公営企業等	水道	3	3	0	
	下水	1	1	0	
	その他	2	2	0	
	小 計	6	6	0	
合 計		101 [108]	99 [108]	2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.66 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	6人	15人	12人	8人	9人	11人	18人	4人	9人	0人	101人